

不利益処分

処分名	被保険者証の返還命令
根拠法令	国民健康保険法第9条第3項
所管課	国保年金課（名瀬）市民福祉課（住用）市民課（笠利）

1 処分基準

(1) 処分の内容

国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主に対し、被保険者証の返還を命ずる。

(2) 処分の要件

災害等の特別な理由がなく、国民健康保険税の納期限から1年経過後も納付が確認できない場合。ただし、以下（法施行規則第5条の5）の受給者及び給付を受けている者については返還対象外とする。

ア 児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項の障害児施設医療費の支給

イ 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

オ 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用

の負担が行われる医療に関する給付

カ 母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給

キ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給

ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

ケ 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給

コ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給

サ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費,同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給

シ 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給

ス 沖縄の復帰に伴う厚生労働省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給

セ 令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給

ソ 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付